

久留米市 公園施設長寿命化計画

令和8年3月

久留米市 都市建設部

1. 都市公園整備状況

(令和8年3月1日現在)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
468	2,413,360 m ²	8.09 m ²

(人口 298,320人(令和8年3月1日時点))

2. 計画期間 [令和8年度～令和17年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	街区緑地	近隣	地区	総合	運動	広域
126	0	20	0	5	1	0

風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
2	0	0	1	12	12	179

②選定理由

久留米市では、旧久留米市域、田主丸地域、北野地域、城島地域、三潴地域でそれぞれ都市公園を管理している。これまでの長寿命化計画では、旧久留米市域、北野地域、三潴地域の全公園(381公園)を対象としてきた。今回の改定で、田主丸地域、城島地域を加えると、全公園で468公園となり、その中で500m²未満の小さい公園は264公園と半数以上である。そのため、全ての公園を対象とするのは、維持管理にかかるコストや人員を踏まえると現実的ではない。

以上のことから、都市公園を長寿命化対象公園と対象外公園に分け、対象外公園は将来的に管理施設、ベンチ等のみの施設としていき、対象公園の維持管理の充実を図る。長寿命化計画対象公園の選定においては、上位計画や公園面積、公園の持つ4つの役割(防災・環境保全・景観形成・レクリエーション)の重要性を考慮した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
4,669	850	2,480	613	210	115	383

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
17,469	0	157	26,946

②これまでの維持管理状況

これまでの維持管理の取り組み状況は以下のとおりである。

項目	維持管理状況
a) 日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園管理センター、三瀨・城島・田主丸総合支所：月に1回 ● 北野総合支所 ：月に1回（近隣・都緑公園）、3ヶ月に1回（その他街区公園）
b) 定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 三瀨総合支所：月に1回（水沼の2000年記念の森公園の遊具のみ） ● 城島総合支所：年に1回（公園遊具のみ）
c) 維持修繕・更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園管理センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用や優先順位を考慮して修繕を実施。 ・ 漏水、トイレ排水のつまり、公園灯の不点灯は緊急性が最も高い。次に、巡回で発見したD判定の施設の優先度が高い。 ● 三瀨総合支所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託業者等の報告書及び利用者からの意見を参考に修繕箇所の決定をしている。 ● 城島総合支所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な修繕については公園の使用頻度を鑑みながら優先順位を決定し、予算要求を行っている。 ● 田主丸総合支所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな修繕が必要となる場合には、公園土木管理事務所へ相談を行い、予算を確保できれば修繕を行っている。 ● 北野総合支所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・報告等による現地確認後、必要に応じて修繕を実施している。
d) 異常発見時の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地を確認後、内容によっては使用禁止等の措置を行い、適宜修繕を実施する。 ● なお、都市公園管理センターは応急処置で対応が可能な場合は、そのまま使用可としている。
e) 維持管理の体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園管理センター：7名他 ● 三瀨総合支所：4名 ● 城島総合支所：4名 ● 田主丸総合支所：4名 ● 北野総合支所：不明
f) 市民ボランティア等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園管理センター：除草、清掃 ● 三瀨総合支所：除草、清掃（最低月に1回） ● 城島総合支所：除草（月に1回）、トイレ清掃等 ● 田主丸総合支所：除草、清掃 ● 北野総合支所：不明

③選定理由

公園施設の劣化状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから、定期的な安全点検や計画的な補修・更新等を行う必要があり、今後適正な管理を行いながら安全に利用可能となる公園施設を目指す目的で選定した。

5. 健全度を把握するための健全度調査結果の概要

・健全度調査実施時期：2025年11月～2026年1月

・健全度調査方法

一般施設：「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」に示される健全度調査票を基に、技術士（建設部門）や1級造園施工管理技士による健全度の把握を行った。

建築物：「特殊建築物等定期点検業務基準（H28：財団法人 日本建築防災協会）」、「建築物点検マニュアル・同解説（H17：建築保全センター）」、「特定建築物等定期調査業務基準2021年改訂版（R3：（一財）日本建築防災協会）」等を参考に、1級建築士による健全度の把握を行った。

遊戯施設：「都市公園における遊具の安全性確保に関する指針（改訂第3版）（R6.6：国土交通省）」、「遊具の安全に関する規準：JPFA-SP-S：2024（（一社）日本公園施設業協会）」に基づき、公園施設製品整備技士による健全度の把握を行った。

・健全度調査結果の概要

(施設)

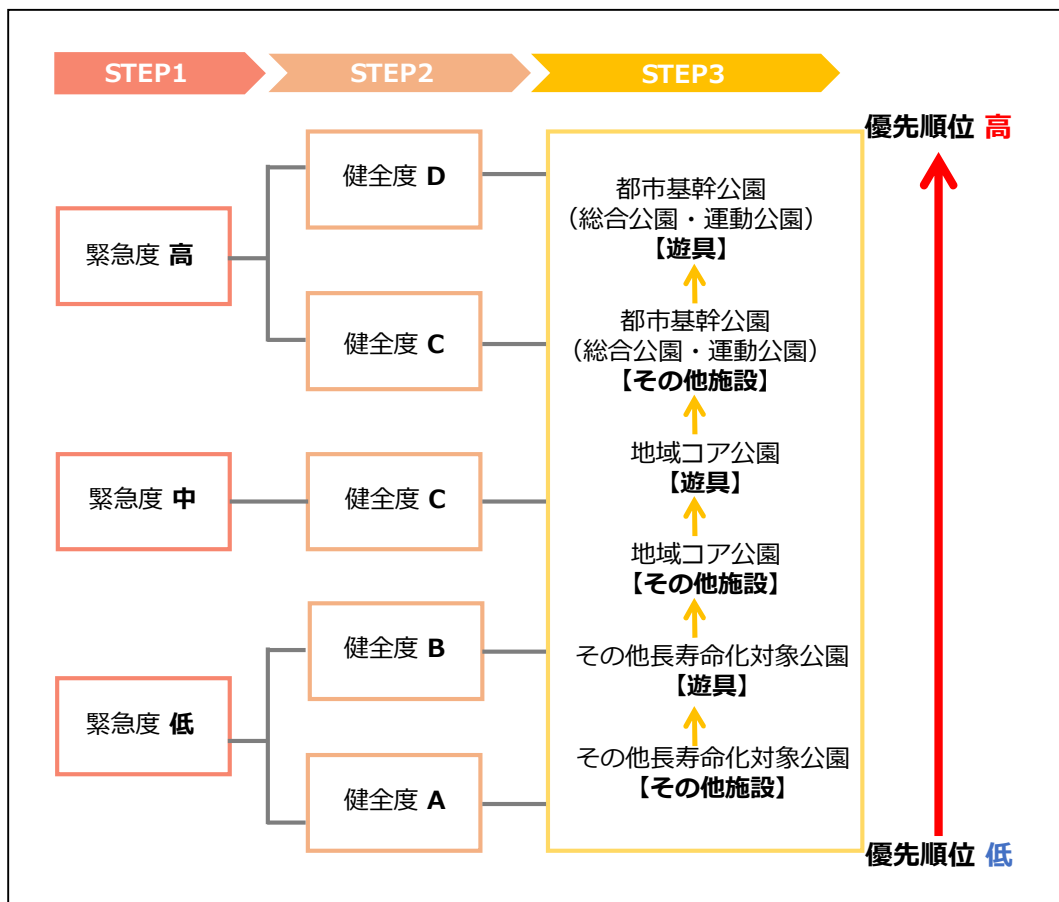
	健全度			
	A	B	C	D
a.一般施設	584 (28%)	1450 (70%)	51 (2%)	1 (0%)
b.建築物	18 (29%)	36 (57%)	8 (13%)	1 (2%)
c.遊戯施設	49 (4%)	481 (44%)	540 (49%)	28 (3%)

6. 対策の優先順位の考え方

基本的に、対策の緊急度が高い施設から優先的に対策を行っていくが、同一緊急度及び健全度の場合は、公園や施設の評価により優先順位を決定した。

(施設)

	緊急度		
	高	中	低
a.一般施設	1 (0%)	51 (2%)	2034 (98%)
b.建築物	1 (2%)	8 (13%)	54 (86%)
c.遊戯施設	568 (52%)	0 (0%)	530 (48%)



7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

日常的な維持保全に関する基本方針は、各管理者への維持管理の取り組み状況を踏まえて検討した。

【日常的な維持管理方針】

- 公園の管理体制は現状を維持する。
- 日常点検は、月に1回、巡回を行う。
- 定期点検は、公園施設の長寿命化のための基本方針で定めた頻度で実施する。
- 市民ボランティア（公園愛護団体等）との連携は、現状を維持する。
- 公園施設の使用見込み期間は、指針案を参考に設定する。
- 異常が発見された場合は、速やかに使用禁止の処置を講じるとともに、補修又は更新の方法を検討し、必要に応じた対策を行う。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

【基本的な方針】

劣化や損傷が進み、緊急度が「高」と設定された公園施設のみならず、現在は健全である公園施設についても定期的な補修を実施することで、公園施設の長期間に渡る機能の発揮を目指すこととする。

なお、公園施設の長寿命化対策は、計画期間（10年間）に実施する定期的な健全度調査や補修を指す。

【基本的な方針】

- 健全度判定がC又はDの施設は、緊急の補修又は更新の検討を行う。
- 各施設の補修、更新の時期は、緊急度判定結果及び年度ごとの費用の平準化を考慮して決定する。
- 定期的な健全度調査を実施し、施設の状況を把握する。その頻度は以下のとおりとする。
 - ・一般施設、土木構造物、建築物：5年に1回
 - ・遊戯施設：1年に1回
 - ・各種設備：（法令で点検を義務づけられている施設）：法令で義務付けられている頻度
- 計画的な補修により健全な状態を維持し、劣化判定がCとなった時点で緊急の補修又は更新の検討を行う。
- 予防保全型管理における公園施設の使用見込み期間は指針案を参考に設定する。
- 長寿命化計画対象外の公園施設（特に遊戯施設）は、仕様が難しくなった段階で更新せずに撤去し、地域の核となる「コア公園」へ機能を充実・集約させることで、維持管理費の縮減を図る。

【管理類型別の基本方針】

管理類型別の基本方針は以下のとおりである。

管理類型区分	対象施設	基本方針
予防保全型管理施設	遊戯施設以外	<ul style="list-style-type: none"> ・使用見込み期間以前の場合は、ライフサイクルコストの縮減が図られる範囲で補修を行う。 ・使用見込み期間後の場合は、劣化、破損により機能維持が図れない施設は更新を行う。 ・劣化、破損が認められなければ、使用見込み期間を超えて利用を継続する。ただし、補修は行わずに機能維持できる期間使用することとする。
	遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯施設は、日常点検や毎年実施する定期点検結果により補修、更新を行い、安全性を確保しつつ利用を継続する。
事後保全型管理施設	事後保全型管理施設 A 型	<ul style="list-style-type: none"> ・座板が木製のベンチなどは、使用見込み期間以内は座板の交換などにより使用を継続し、使用見込み期間後は、劣化により機能維持が図れない施設は更新する。 ・フェンスは、使用見込み期間（36 年）以内は部材の交換等により使用を継続し、使用見込み期間後は、劣化により機能維持が図れない施設は更新する。 ・照明灯、引込柱は、日常点検で不具合を確認する都度補修を行い、安全性を確保する。また、使用見込み期間（36 年）以内は部材の交換や補修等により使用を継続し、使用見込み期間後は、劣化により機能維持が図れない施設は更新する。 ・転落防止機能を持った外柵は、使用見込み期間以内であっても、点検等により安全性が確保できないと判断されたときは更新を行い、安全性を確保する。
	事後保全型管理施設 B 型	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の破壊や想定しない利用による劣化、破損等が考えられるが、処分制限期間以内は補修を行い機能の維持を図り、処分制限期間を越えて使用見込期間内は、補修により機能回復が図れない施設は更新を行う。 ・利用上の安全性が確保されるのであれば、使用見込み期間を越えて利用を継続する。

【維持管理費用の縮減に資する基本方針】

維持管理費用の縮減に資する方針として、長寿命化計画の対象外として選定された公園において、予防保全型管理の公園施設（遊戯施設等）は劣化等により使用が難しくなった段階で撤去、もしくは周辺の長寿命化計画対象公園の中から選定した「（※1）地域コア公園（公園施設再編集約拠点公園）」の施設が劣化した場合に、長寿命化対象外公園から移設を推進する。

また、地域コア公園に予防保全型管理の公園施設を集約することや、公園施設の統合・複合化及び集約等の施設総数の削減を図ることにより、公園施設の総量を減らし、維持管理の効率性を上げる。長寿命化計画対象外公園は、管理施設や休憩施設等の最低限必要な施設を残し、広場としての機能（防災、レクリエーション）を重視した公園にしていく。

（※1）地域コア公園（公園施設再編集約拠点公園）

地域の核となる公園で、都市公園の4つの役割（環境保全・景観形成・防災・レクリエーション）を十分に満たし、今後のリニューアルや公園施設等の再編集約の拠点となる公園である。長寿命化計画における維持管理縮減の具体的な方針（公園施設の移設先等）を実現する都市公園を地域コア公園（公園施設再編集約拠点公園）と定義する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）	2,106,678千円
②単年度あたりの概算費用【①/10】	210,668千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、概ね1,484千円であり、単年度当りは484千円縮減される。

1 1. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2035 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

〔 計画の最終年である 2035 年度に見直しを行う予定とする。なお、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合や、日常点検や定期点検により施設の劣化が進行している場合には、長寿命化計画の見直しを検討する。 〕